

日本馬術連盟常勤役員退任慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本馬術連盟（以下「連盟」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）が退任した場合に支給する退任慰労金（以下「慰労金」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

(支給対象等)

第2条 慰労金は、役員を退任した者に支給する。ただし、その退任が死亡によるものである場合は、その遺族に支給する。

(支給の対象外)

第3条 役員が定款第15条の規定により解任された場合は、特別の理由がある場合を除き、当該役員には慰労金は支給しない

(支給額)

第4条 慰労金の額は、在任期間1月につきその者の退任の日における本俸月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

ただし、異なる本俸月額に基づき在任した者については、その在任月数ごとの本俸月額に基づき算出し、それらを合計したものとする。

2. 前項の規定による慰労金の額については、会長が連盟の事業の運営状況等を勘案してこれを増減することができる。

(在任期間の計算)

第5条 慰労金の算定の基礎となる在任期間は、役員としての在任期間とする。

2. 前項の規定による在任期間の月数の計算については、連盟の役員に就任した日から連盟の役員を退任した日までを暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月として計算するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2. 前項に掲げる者が慰労金を受ける順位は、前各号の順位により、2号及び4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母

を後にする。

3. 慰労金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第7条 次に掲げる者は、慰労金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって慰労金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退任した場合等の慰労金の取扱い)

第8条 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退任したときは慰労金を支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2. 前項の規定は、退任した者に対し、まだ慰労金が支払われていない場合において、その者が在任期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

(退労金の返還)

第9条 退任した者に対し慰労金を支給した後において、その者が在任期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した慰労金の全部又は一部を返納させることができる。

附則

この規程は、平成21年6月24日から施行する。